

社援援発0513第1号
平成23年5月13日

各都道府県民生主管部(局)長 殿

厚生労働省社会・援護局援護課長



東日本大震災の被災者に対する第四回特別給付金国庫債券等の
買上償還の実施について（通知）

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和38年法律第61号）、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号）、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和41年法律第109号）及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和42年法律第57号）に基づき国庫債券の交付を受けた者が、このたびの東日本大震災により被災した場合については、平成23年5月12日付け財理第2187号の財務省理財局長通知により買上償還を実施することとなりましたので通知します。

なお、各都道府県におかれましては、管内市区町村等に周知を図るよう御配慮願います。

記

1 買上償還の対象となる国庫債券

- (1) 第四回特別給付金国庫債券「ね号」券～「な号」券
- (2) 第十回特別給付金国庫債券「そ号」券～「つ号」券
- (3) 第十七回特別給付金国庫債券「ち号」券～「た号」券
- (4) 第二十二回特別給付金国庫債券「い号」券～「へ号」券
- (5) 第八回特別弔慰金国庫債券「い号」券
- (6) 第九回特別弔慰金国庫債券「い号」券
- (7) 第二十三回特別給付金国庫債券「い号」券
- (8) 第二十四回特別給付金国庫債券「い号」券

2 買上償還の実施期間

平成23年5月16日から平成24年3月30日まで

3 買上償還の対象者

東日本大震災発生当時、岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県及び千葉県の災害救助法の適用市町村に居住していた者のうち、次の(1)から(3)のいずれかに該当する者である。

- (1) 住宅又は事業所の半壊以上の被害を受けたもの
- (2) 田畑又は漁船について浸水、流失、滅失又は半壊以上の被害を受けたもの
- (3) 東日本大震災発生当時、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第2項第1号に規定する緊急事態応急対策を実施すべき区域に居住していたもののうち、当該区域への立入りを禁止され、又は当該区域からの退去を命じられたもの、及び当該区域からの避難のための立退きを行うもの、又は常に緊急時に避難のための立退き若しくは室内への退避が可能な準備を行う

もの

なお、(1)にあつては、罹災証明書の交付を受けたもの、(2)にあつては東日本大震災罹災証明書又は罹災証明書の交付を受けたもの、(3)にあつては、被災証明書の交付を受けた者又は住民票その他の本人確認書類により当該区域に居住していたことが確認できるものであること。

4 国庫債券の買上価格

(1) 第四回特別給付金国庫債券の買上価格

① 平成23年5月16日～平成23年10月28日までに買い上げた場合

買上賦札			買上価格
記号	枚数	金額	
ね	5	150,000円	145,600円
な	11	330,000円	311,100円

② 平成23年10月31日～平成24年3月30日までに買い上げた場合

買上賦札			買上価格
記号	枚数	金額	
ね	4	120,000円	117,100円
な	10	300,000円	284,200円

(2) 第十回特別給付金国庫債券の買上価格

① 平成23年5月16日～平成23年10月28日までに買い上げた場合

買上賦札			買上価格
記号	枚数	金額	
そ	5	300,000円	291,300円
つ	11	660,000円	622,100円

② 平成23年10月31日～平成24年3月30日までに買い上げた場合

買上賦札			買上価格
記号	枚数	金額	
そ	4	240,000円	234,200円
つ	10	600,000円	568,300円

(3) 第十七回特別給付金国庫債券の買上価格

① 平成23年5月16日～平成23年10月28日までに買い上げた場合

買上賦札			買上価格
記号	枚数	金額	
ち	3	270,000円	264,700円
り	5	450,000円	436,900円
ぬ	7	630,000円	605,600円
る	9	810,000円	771,000円
を	11	990,000円	933,100円
わ	13	1,170,000円	1,092,100円
か	15	1,350,000円	1,247,900円
よ	17	1,530,000円	1,400,600円
た	19	1,710,000円	1,550,400円

② 平成23年10月31日～平成24年3月30日までに買い上げた場合

買上賦札			買上価格
記号	枚数	金額	
ち	2	180,000円	177,400円
り	4	360,000円	351,200円
ぬ	6	540,000円	521,600円
る	8	720,000円	688,700円
を	10	900,000円	852,500円
わ	12	1,080,000円	1,013,000円
か	14	1,260,000円	1,170,400円
よ	16	1,440,000円	1,324,600円
た	18	1,620,000円	1,475,900円

(4) 第二十二回特別給付金国庫債券の買上価格

① 平成23年5月16日～平成23年10月28日までに買い上げた場合

買上賦札			買上価格
記号	枚数	金額	
い	5	500,000円	485,400円
ろ	7	700,000円	672,900円
は	11	1,100,000円	1,036,800円
に	13	1,300,000円	1,213,400円
ほ	17	1,700,000円	1,556,300円
へ	19	1,900,000円	1,722,600円

② 平成23年10月31日～平成24年3月30日までに買い上げた場合

買上賦札			買上価格
記号	枚数	金額	
い	4	400,000円	390,200円
ろ	6	600,000円	579,600円
は	10	1,000,000円	947,200円
に	12	1,200,000円	1,125,600円
ほ	16	1,600,000円	1,471,800円
へ	18	1,800,000円	1,639,900円

(5) 第八回特別弔慰金国庫債券の買上価格

① 平成23年5月16日～平成23年6月14日までに買い上げた場合

買上賦札			買上価格
記号	枚数	金額	
い	5	200,000円	188,600円

② 平成23年6月15日～平成24年3月30日までに買い上げた場合

買上賦札			買上価格
記号	枚数	金額	
い	4	160,000円	152,400円

(6) 第九回特別弔慰金国庫債券の買上価格

平成23年5月16日～平成24年3月30日までに買い上げた場合

買上賦札			買上価格
記号	枚数	金額	
い	4	160,000円	152,400円

(7) 第二十三回特別給付金国庫債券「い号」券の買上価格

平成23年5月16日～平成24年3月30日までに買い上げた場合

買上賦札 (枚数5枚)		買上価格
額面	金額	
100万円券	500,000円	471,400円
90万円券	450,000円	424,300円
60万円券	300,000円	282,900円
50万円券	250,000円	235,700円
45万円券	225,000円	212,200円
30万円券	150,000円	141,500円
15万円券	75,000円	70,700円

(8) 第二十四回特別給付金国庫債券の買上価格

① 平成23年5月16日～平成23年9月13日までに買い上げた場合

買上賦札			買上価格
記号	枚数	金額	
い	2	400,000円	388,400円

② 平成23年9月14日～平成24年3月30日までに買い上げた場合

買上賦札			買上価格
記号	枚数	金額	
い	1	200,000円	196,100円

5 買上償還の方法

(1) 市区町村長より既に罹災証明書等の交付を受けている場合

国庫債券の買上げを受けようとする記名者は、償還金支払場所(郵便局等)において、買上償還請求書(別紙様式)に必要な事項を記入のうえ、国庫債券に罹災証明書等を添えて、当該支払場所に提出し、買上償還の手続きを行う。

国庫債券が震災被害等により滅紛失している場合には、国庫債券の添付に代えて滅紛失届を提出する。

(2) 市区町村長より罹災証明書等の交付を受けていない場合

① 被災地に居住している者

国庫債券の買上げを受けようとする記名者は、居住地の市区町村長から罹災証明書等の交付を受けるとともに、当該市区町村に買上償還申込書(別添)を提出して、買上償還請求書を受け取る。

買上償還請求書に必要な事項を記入のうえ、国庫債券に罹災証明書等を添えて償還金支払場所(郵便局等)に提出し、買上償還の手続きを行う。

② 被災地から転居した者又は一時的に避難している者

国庫債券の買上げを受けようとする記名者は、被災時の居住地の市区町村長から罹災証明書等の交付を受けるとともに、当該市区町村に買上償還申込書を提出して、買上償還請求書を受け取る。買上償還請求書に必要な事項を記入のうえ、国庫債券に罹災証明書等を添えて償還金支払場所(郵便局等)に提出し、買上償還の手続きを行う。

ただし、転居先又は避難先の市区町村で罹災証明書等の交付が受けられる場合は、転居先等の市区町村長より当該証明書等の交付を受けるとともに、当該市区町村に買上償還申込書を提出して、買上償還請求書を受け取り、買上償還請求書に必要な事項を記入のうえ、国庫債券に罹災証明書等を添えて、償還金支払場所(郵便局等)に提出し、買上償還の手続きを行う。

なお、上記(2)①及び②において国庫債券が震災被害等により滅紛失している場合には、国庫債券の添付に代えて滅紛失届を提出する。

6 留意事項

- (1) 買上償還請求書及び買上償還申込書の用紙は、電子メールで貴職あて送付するので、管内市区町村に配布し、市区町村において随時印刷して使用すること。
- (2) 上記3(2)の対象者は、当該田畑又は漁船による被害状況のうち、損壊についてはその被害程度が、半壊以上の被害を受けたものに限られ、証明書の記載が「損壊」のみでは、買上償還の対象と認められないため、市区町村での罹災証明書等交付の際は被害の程度を明記するよう注意願いたいこと。
- (3) 上記3(3)による原子力災害対策特別措置法に基づく警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難区域から避難している者であることが、住民票その他の本人確認書類より確認ができれば、市町村長の被災証明書がなくても差し支えないこと。ただし、市町村の一部区域が当該区域に指定されている市町村に居住していた者については、償還金支払場所（郵便局等）において、住民票その他の本人確認書類により当該区域に居住していたことが確認できないため、当該市町村にあっては、当該事実が確認できる被災証明書を交付願いたいこと。
- (4) 上記5(2)において買上償還申込書を受領した市区町村は、月毎にその件数を都道府県に報告し、その報告を受けた都道府県は、管内市区町村の集計を行い、厚生労働省社会・援護局援護課に報告を行うこと。